

平成22年12月24日

全国重症心身障害児(者)を守る会
各支部長 様
各運動推進委員 様
各ブロック事務局長 様
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会
会長 北浦 雅子

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて
障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の
地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」
(略称「つなぎ法」)の成立について(情報提供)

平成22年11月17日に衆議院厚生労働委員長により衆議院に議案提出されていた標記の法律案(以下「つなぎ法」という。)が、去る12月3日の参議院本会議で可決成立しました。

この法律は、内閣府の障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に相当の期間を要することが見込まれることから、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めた法律です。

このつなぎ法には、障害者自立支援法、児童福祉法など52の法律の一部改正が盛り込まれていますが、当会に関連の深い事項を中心に情報提供します。

なお、この情報につきましては、当会のホームページに掲載するとともに、後日、機関誌「両親の集い」に掲載することとしています。

(別添参考資料)

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要」

《法律の概要と施行期日》

I. つなぎ法の概要（施行期日：①）

1. 法律制定の趣旨

「この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。」とその趣旨を明記しています。

2. 関係法律の一部改正

障害者自立支援法及び児童福祉法などの関連する法律の一部が改正されています。

3. 検討

附則第 2 条では、「難病の者に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と規定しています。これは、難病の者を障害者の範囲に入れるかどうか、また、移動支援の在り方を今後の検討課題としているものです。

4. 指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者に対する配慮等

- (1) 附則第 3 条で、「政府は、この法律の施行の日前に旧児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービスを利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第 43 条第 1 項及び第 2 項（指定障害福祉サービス事業の基準）並びに第 44 条第 1 項及び第 2 項の基準（指定障害者支援施設等の基準）の設定にあたっての適切な配慮その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されました。
- (2) このことは、現に障害児施設に入所又は入院している 18 歳を超える障害者が、法律が改正されても支援が継続され、施設を退所させられないようにするために、関係する基準の設定に当たって配慮をするように規定されたもので、具体的な方策については、後日、政省令で示されることとなります。
- (3) この政省令では、平成 20 年 7 月 22 日の「障害児支援の見直しに関する検討会報告」の「在園期間の延長」に記載されている次の事項を念頭に、「児者一貫制度」が維持されるよう検討されることが想定されます。
 - ① 障害児施設の一部を障害者施設に転換し、「障害児施設」と「障害者施設」として併設できるようにする。
 - ② その際、必要となる設備基準が異なるので経過措置を設ける。
 - ③ 現在入所している者については、移行によって施設から退所させられることのない

いようにする。

- ④ 医療面、福祉面での支援について継続性が保たれるよう、重症心身障害者について、小児神経科医や本人をよく知る保育士等が継続して関わられるようにする。
- ⑤ 療養介護の基準等について、重症心身障害児の特性に配慮した受け入れが可能となるよう検討する。

Ⅱ. 障害者自立支援法の一部改正の概要

1. 利用者負担の見直し（施行期日：②、③）

これまでの、「原則1割を負担」から、「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を負担」とする応能負担に変更されます。

しかしながら、現在の利用者負担額は、予算措置により実質的には応能負担の仕組みとなっていることから、制度が変更されたとしても大きな変動はないものと考えられます。

なお、これまでは別々に負担していた「補装具の購入・修理」に係る利用者負担については、同一月内に受けた障害福祉サービスと合算し、その額が著しく高額である場合には、高額障害者福祉サービス等給付費が支給されることにより、利用者負担が軽減される仕組みとなります。

2. 障害者の範囲の見直し（施行期日：②、③）

障害者の定義について、「発達障害者支援法に規定する発達障害者」を加えることが新たに規定されました。

3. 相談支援の充実（施行期日：②、③、説明省略）

- (1) 基幹相談支援センターの設置
- (2) 自立支援協議会の設置
- (3) 支給決定手続きの見直し等
- (4) 地域移行及び地域定着のための相談支援

4. 地域における自立した生活のための支援の充実（施行期日：③、説明省略）

Ⅲ. 児童福祉法の一部改正の概要（施行期日：③）

1. 障害児施設の見直し

(1) 入所施設の体系（表1参照）

これまでの障害種別の施設は、「障害児入所施設」に一元化されたうえで、知的障害児施設及び盲ろうあ児施設は「福祉型障害児入所施設」に、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設は「医療型障害児入所施設」に体系付けられ

ます。このことにより、他の障害児や重複障害児を受け入れることが可能となります。

(2) 「重症心身障害」の定義の存続

施設体系の一元化により、重症心身障害児施設は「障害児入所施設」に含まれることになりましたが、第7条第2項に「この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、(中略)重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害」という。)に対して行われる治療をいう。」と規定され、「重症心身障害」という言葉が法律上に残ることになりました。

(3) 通園施設の体系(表2参照)

これまでの障害種別の施設は「児童発達支援センター」に一元化されたうえで、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、児童デイサービスは「福祉型児童発達支援センター」に、肢体不自由児通園施設は「医療型児童発達支援センター」に体系付けられます。

(4) 重症心身障害児(者)通園事業の取扱い

- ①障害種別を一元化した児童発達支援センターが制度化され、他の障害児や重複障害児も利用できるようになることに伴い、重症心身障害児(者)通園事業を利用している18歳未満の児童は、児童発達支援センターの対象となり、18歳以上の者は障害者自立支援法の施設等の対象となります。
- ②その際、現在利用している施設や事業所を引き続き利用できるよう、2頁の「つなぎ法の概要」の4(指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者に対する適切な配慮等)の理念に沿って具体的な方策が今後検討される予定です。

2. 新たな障害児支援事業の創設

- (1) 就学している障害児の授業終了後又は休業日に利用できる「放課後等デイサービス」が創設されました。
- (2) 保育所及び児童が集団生活を営む施設に通う障害児について、専門的な支援を行なう「保育所等訪問支援」が創設されました。

3. 障害児相談支援事業の創設

障害児通所支援給付費等の申請に係る障害児の心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案の作成をする「障害児相談支援事業」が創設されるとともに、支援計画を作成した相談支援事業者に障害児相談支援給付費が給付されることになりました。

4. 障害児の範囲の見直し

障害児の定義について、「発達障害者支援法に規定する発達障害児」を加えることが新たに規定されました。

5. 在所期間等の延長措置の見直し

(1) 第31条第3項関係

「重症心身障害児施設（国立病院重症児病棟を含む。以下同じ）に入所又は入院した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる。」とされていた規定が、「障害児入所施設に入所した重症心身障害児については、満20歳に達するまで引き続きその施設に在所させることができる。」に改正されました。

(2) 第63条の3第1項関係

「都道府県知事は、当分の間、必要があると認めるときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満18歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、治療等を行うことができる。」という規定が削除されました。

(3) 以上(1)、(2)のことから、重症心身障害児施設に入所している18歳以上の者（年齢延長の適用を受けた場合は20歳未満の者）は、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の対象となりますが、2頁の「つなぎ法の概要」の4（指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者に対する適切な配慮等）でも触れたとおり、「その際、必要な支援の継続措置を設ける規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。」とされており、

6. 実施主体の移行

これまで障害児通所施設の利用申し込みなどは都道府県に行っていましたが、この度の法改正により、その実施主体が市区町村に移行することになりました。

このことにより、平成24年4月1日以降は、在宅福祉サービス及び通所施設に関する手続きは市区町村に、入所施設に関する手続きは都道府県にそれぞれ行うこととなります。

7. 手続きの省略

(1) 法律施行日の前日に、現に施設給付決定を受けて指定知的障害児施設等に入所している者が満18歳以上の者であって、継続して、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、新自立支援法の第19条から22条まで（開始申請、障害程度区分認定、支給決定、支給要否決定）の手続きを省略できることとされています。

これにより、現に重症児施設に入所している者で、引き続きその施設に入所する場合には、改めて障害程度区分の認定は行われなくなることになります。

(2) また、施行日に満18歳未満である者が、施行日以後に満18歳となり、継続

して障害福祉サービスを利用する必要が生じた場合は、満 18 歳となる日までに申出をすれば、満 18 歳以上の者と同様に手続等を省略できることとなります。

IV. 施行期日の説明

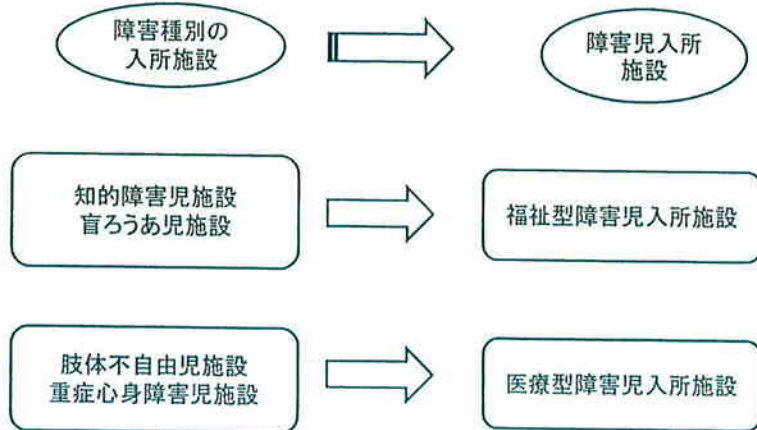
- ① ……公布の日
- ② ……平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日
- ③ ……平成 24 年 4 月 1 日

V. その他

上記 I～IV 以外の改正概要の内容は、別添の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要」を参照してください。

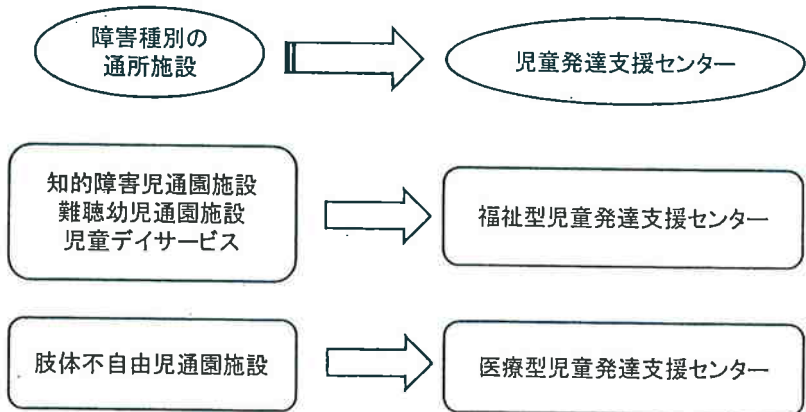
〔表1〕

新たな施設体系(入所型)



〔表2〕

新たな施設体系(通所型)



〔※児童発達支援センターでは、新規事業として、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」を実施することができる。〕